

令和 8 年 8 月 第 8 回 真庭市農業委員会総会 議事録

1. 招集年月日 令和 8 年 8 月 1 0 日 午前 1 0 時 0 0 分

2. 開会の時刻 令和 8 年 8 月 1 0 日 午前 1 0 時 0 0 分

3. 閉会の時刻 令和 8 年 8 月 1 0 日 午前 1 0 時 5 9 分

4. 会議の区別 令和 8 年 8 月 総会

5. 会議の場所 本庁舎 会議室

6. 出席、欠席、遅参または早退した委員の番号氏名

議席番号	氏 名	出欠の別
1 番	山縣 将伸	出席
2 番	岡田 耕平	出席
3 番	妹尾 宗夫	出席
4 番	池田 実	出席
5 番	太田 明	出席
6 番	池田 和道	出席
7 番	沼本 通明	出席
8 番	樋口 昌子	出席
9 番	入澤 靖昭	出席
1 0 番	柴田 博行	出席
1 1 番	松本 正幸	出席
1 2 番	中山 克己	欠席
1 3 番	武村 一夫	出席
1 4 番	吉岡 靖	出席
1 5 番	後藤 勤	出席
1 6 番	福島 康夫	出席
1 7 番	池本 彰	出席
1 8 番	石原 誉男	出席
1 9 番	矢谷 光生	出席

7. 本会の書記 真庭市農業委員会事務局長 藤田 浩史

同 事務局次長 池田 政師

同	事務局専門官	今石 健司
同	事務局主事	岡村 侑磨

議 事 日 程

令和 8 年 8 月 1 0 日提出

令和 8 年 8 月総会

日程	議案番号	案 件	結 果
1		議事録署名委員の指名について	3 番 4 番
2	議案第 2 8 号	農地法第 3 条の規定による許可申請書の審議について	原案可決
3	議案第 2 9 号	農地法第 5 条の規定による許可申請書の審議について	原案可決
4	議案第 3 0 号	農地法中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画の公告について	原案可決
5	報告第 1 3 号	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による農地の貸借の合意解約について	承認

(午前 10 時 00 分 開会)

事務局長 皆様おはようございます。ただいまから令和 8 年 8 月総会を開会いたします。

それでは会長より、ご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

会 長 はい、おはようございます。

盆のほうも近づいてまいりまして、それに向けての出荷等、いろいろと用事等もあると思います。いろいろお忙しいときに、ご集合いただきまして、ありがとうございます。

今年も災害といえますか、熊本のほうで震度 7 という非常に大きな災害が、10 年たって、またあったということで、非常に全国的にも、大変な事となっております。

農業関係も非常に、あそこは盛んな産地でありますので、今後の復旧対策は大切だろうというふうに思います。

この災害はどこがなるか、本当に予測もつきません。

今年もいろいろと台風も、初期から来ております。台風 15 号もまた、日本海を進むというような予報も出ております。いろいろと大変でしょうけど、気をつけていきたいというふうに思います。

今年は非常に、昨年に続きまして、暑さの厳しい年だろうというふうに思います。農産物の栽培生育にも非常に影響が出ているんだろうというふうに思います。暑い時期ですので、なかなか対応は難しいと思いますが、管理も気をつけてやっていきたいというふうに思っております。

農業委員会の活動のほうも、ここでかわられる方も、もう少し頑張ってくださいまして、スムーズに後任の方に対処、受付ができるようによろしくお願いいたしますというふうに思います。

それではこれより、8 月総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。

本日の欠席委員は 1 名です。12 番委員より、その旨通告がありまし

た。遅参委員は、ありません。よって、ただいまの出席委員は19名中18名で、定足数に達しておりますので、8月総会が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長にお願いいたします。

議長 それではこれより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。

日程1、議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第35条の規定により、議長において指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 それでは、議事録署名委員は3番委員、4番委員を指名いたします。

日程2、議案第28号、農地法第3条の規定による、許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議長。

議長 事務局。

事務局 それでは、議案第28号、農地法第3条の規定による許可申請者の審議について、1ページをお開きください。

本日審議いただく案件は16件となります。

農地法第3条第2項の各号におきましては、申請書によって審議しました結果、全件とも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

それでは、番号1でございます。

北房の譲渡人が、同じく北房の譲受人に、申請農地、田2筆1,498㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、23番推進委員さんから説明をお願いいたします。

23番推進委員 議長。

議 長 23番推進委員。

23番推進委員 23番、推進委員です。

権利移転する事由の詳細ですが、8月31日金曜日、譲渡人の職場にお伺いし、お話をお聞きしました。その後、譲受人に立会いいただき、現地でお話をお聞きしました。

譲渡人は、譲受人は同じ地区の方です。譲受人は譲渡人の依頼で、20年来、申請地で稲作を行ってこられました。譲渡人、譲受人、高齢になられ、双方の話し合いにより、譲渡人が無償譲与するものです。譲受人の耕作状況ですが、兼業農家であり、奥様と息子さんと3人で農業に従事されております。

耕作機械、トラクター、草刈り等を持っておられ、申請農地の取得後も必要な農作業に従事すると認められます。その他、指摘事項はありません。審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 番号2でございますが、落合の譲渡人が、同じく落合の譲受人に、申請農地、田1筆87㎡を、交換による所有権移転の申請でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、24番推進委員さんから説明をお願いいたします。

24番推進委員 議長。

議 長 24番推進委員。

24番推進委員 24番です。

設定の理由の詳細を8月4日、双方現地で立会いのもと、確認をいたしました。

譲渡人と譲受人は、近所で本家と分家だそうです。本件土地は譲受人の田んぼですが、現状畑で使っていますが、の並びで、家のすぐそばにあり、譲受人が所有している土地、地目は山林です、との交換をすることで、話がまとまったそうです。

譲受人の耕作の状況ですが、譲受人は田んぼも耕作していて、トラクター、管理機など所有しているので、今後も作業には支障がないと思われます。畑として、現状当分使用するということでした。特に、あと異常はないということなので、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。

続きまして、番号3について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 番号3でございますが、落合の譲渡人が、同じく落合の譲受人に、申請農地、田2筆4,076㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、27番推進委員さんから説明をお願いいたします。

27番推進委員 議長。

議 長 27番推進委員。

27番推進委員 3番の件ですけど、譲受人は譲渡人と夫婦で、主人の病気がひどくなって、この先いろいろと手続などのために今回名義を変えることにしたとのことでした。

8月2日に、現地で譲受人と話をしてきました。詳細については、家庭内のことなので、聞きませんでした。

小さい田は近所の人に以前から作っていて、作ってもらっていて、今後もそうするそうです。

大きい田は、今は作っていないくて、将来的じゃなくて、今回手続が終わった後に水利の問題や何かで畑に地目変更をしたいとのことでした。

本人は、主人の介護のために農作業はできないということで、今後とも、今やってもらってる人がずっと作っていくということでした。その人にも話を聞きました。以上です。よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。

続きまして、番号4について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 番号4でございます。

落合の譲渡人が、湯原の譲受人に、申請農地、畑1筆76㎡を、贈与

によります所有権移転の申請でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、27番推進委員さんから説明をお願いいたします。

27番推進委員 議長。

議長 27番推進委員。

27番推進委員 4番の件です。

譲受人は湯原の社のほうで野菜づくりをやっておりますが、冬、雪のためになまなくて、南のほうでも冬に作業できるようなことを考えていまして、作業場なんかになる物件を探していたところ、知り合いに空き家があるということで話がまとまったそうです。

それで、家の隣に畑が少しですけどあるので、それも一緒にということで、なったそうです。

この地区で、土地を借りて、野菜を作る予定だそうです。

ほかにはないと思われます。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号5について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 番号5でございます。

落合の譲渡人が、同じく落合の譲受人に、申請農地、畑4筆2,966㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、13番委員さんから説明をお願いいたします。

13番委員 議長。

議長 13番委員。

13番委員 13番です。

議案番号5番につきまして、去る8月2日に、申請人、譲受人2名立会いのもと、確認をいたしました。

権利移転する事由の詳細ですけれども、譲受人と譲渡人は親子の関係で、譲渡人になる父親が高齢で、近年、体調が思わしくなくなったこ

とから、このたび生前贈与による権利移転の申請です。

譲受人の耕作状況ですけれども、譲受人は長年、長距離トラックのドライバーで、農作業には従事しておらず、譲渡人である父親が体調を崩し、離農してからは、水利組合の関係から田から畑へ地目変更して、近隣の農業者が畑として耕作を行っております。

譲受人は今後も農作業を行わず、現在の農業者に、今後も耕作をお願いするということでした。

また、現在の農業者の方にも話を聞いたところ、今後も今までどおりと同じように耕作ということですし、農機具もトラクター等、全て所有しているので問題ないと思われます。その他、指摘事項はございません。審議方、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号6について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 番号6でございますが、落合の譲渡人が、同じく落合の譲受人に、申請農地、畑1筆233㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、13番委員さんから説明をお願いいたします。

13番委員 議長。

議 長 13番委員。

13番委員 13番です。

議案番号6番につきまして、去る8月1日に譲受人立会いのもと、現地確認を行いました。

権利移転する事由の詳細ですけれども、譲受人と譲渡人は親族で、本家・分家の関係になります。譲渡人は、現在所有している農地の維持管理が今後困難になることから、数年前より処分・整理を行っており、今回の申請地が、譲受人との売買の話がまとまり、このたび申請を行うものです。

譲受人の耕作状況ですけれども、譲受人は妻、息子さん家族と同居しています。農作業は主に譲受人が行っており、農繁期には妻、息子さん

も農作業を行っております。

所有している農地は野菜、豆類の作付を行っており、全て耕作しております。農機具もトラクター、管理機、草刈り機等を所有しており、申請地取得後も問題なく農作業に従事すると思われます。その他、指摘事項はございません。審議方、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号7について、事務局より説明をお願いします。

事務局 資料2ページ目になります。

番号7でございますが、市外の使用貸人が、久世の使用借人に、申請農地、畑1筆195㎡を、使用貸借による権利設定の申請でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、5番委員さんから説明をお願いいたします。

5番委員 議長。

議 長 5番委員。

5番委員 5番委員です。

審議番号7につきまして、都合により日にちが合いませんでしたが、使用貸人と8月1日、使用借人には8月4日に両者とも本人と立会い、現地確認及び調査を行いました。

賃借権移転する事由の詳細ですが、使用貸人は、数年前まではこの地に住んでいましたが、現在は兵庫県の明石に移住して、今は空き家になっています。申請地の畑の耕作と、畑の守に帰省していましたが、遠距離のため耕作ができないことから、家つきで借人を探していました。

使用借人は、真庭市内で両親と住んでいますが、今後独り立ちを思い、畑つきの空き家を探していたところ、使用貸人の知人に紹介され、話がまとまり、この申請地を使用貸借するものです。

また申請農地の畑はよく管理されており、使用借人も畑を耕作していることから、所有している農機具は、管理機、草刈り機を所有しており、申請農地取得後も必要な農作業に従事するものと認められます。

指摘する事項はありません。ご審議方、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございました。

続きまして、番号 8 について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 番号 8 でございます。

久世の譲渡人が、同じく久世の譲受人に、申請農地、畑 1 筆 1 5 9 m² を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方、よろしくお願いします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、3 1 番推進委員さんから説明をお願いいたします。

3 1 番推進委員 議長。

議 長 3 1 番推進委員。

3 1 番推進委員 3 1 番、推進委員です。

番号 8 について、報告いたします。

8 月 1 日に、譲受人の立会いのもとに現地確認を行いました。なお、譲り渡しについては、電話で聞き取りを行いました。

譲受人と譲渡人の関係は、叔母とおいの関係です。

畑は梅等の果樹が植えられており、下草管理等の管理は以前からおいに管理を任せておりましたが、譲渡人も高齢化になり、おい以外は耕作する人もいないので、相談の結果、おいに譲ることで話がまとまったものです。

続きまして、譲受人の耕作状況等ですが、世帯員は 5 名、主に譲受人が専従で耕作に従事するとのこと。

譲受人は水稻及び畑作等を作付しており、農機具はトラクター、田植機、管理機等を所有しており、農地取得後も農業を続けていくものと思われます。

その他、指摘事項も特にないと思われますので、ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。

続きまして、番号 9 について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 番号 9 でございますが、勝山の譲渡人が、同じく勝山の譲受人に、申

請農地、田 1 筆 3 0 3 m²を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、14番委員さんから説明をお願いいたします。

14番委員 議長。

議 長 14番委員。

14番委員 14番です。審議番号9について、報告します。

8月5日に譲受人に会い、現地確認及び調査を行いました。

申請地の地目は田となっていますが、水路が悪く、畑として耕作されています。譲受人宅の近くに位置します。

譲渡人は、十数年前に相続により農地を取得したが、農業は行っておらず、所有する農地は近所の数件の農家が預かり、管理して、されています。今回の申請地はその一部で、譲受人が今まで預かり、耕作してきた農地です。

今後も譲渡人が農業を行うことがないことから、譲受人が今回、譲り受けることとなったものです。

譲受人は、夫婦でシイタケ、やまのいも銀沫、水稻を栽培する専業農家で、地域の中心的農家です。申請地取得後も、今までと同様に季節野菜などを栽培するとのことでした。

今までも適切に管理されてきたことでもあり、何ら問題はありません。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号10について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 番号10でございますが、ちょっとここで訂正をお願いします。

農地の所在の欄、上から6番目の地目が、田となっておりますが、畑でございます。訂正をお願いいたします。

よって、市外の譲渡人が、同じく市外の譲受人に、合計欄ですが、申請農地、田3筆881m²、畑3筆1,274m²を、売買によります所有権の申請となります。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、6番委員さんから説明をお願いいたします。

6番委員 議長。

議 長 6番委員。

6番委員 6番委員でございます。

内容については今、事務局のほうから訂正いただいたとおりでございます。

番号10号の案件について、説明いたします。

この案件は、売買によります所有権移転の申請であります。

8月5日に、津山に住んでいる譲受人さん、県外に住んでいる譲渡人さんに、電話にて聞き取り調査をいたしました。

譲渡人さんは、両親、長男が亡くなり、本人は県外にて居住して生活しております。今後、こちらのほうに帰り、生活することがなく、家を含めた財産を処分したく、不動産業者をお願いしておりましたところ、津山に住んでいる譲受人さんと、購入の話がまとまりました。

譲受人さんは、現在両親と住んでいて、畑約1反でタマネギ、ネギの苗を作り、販売をしております。なお、譲渡人の農地は、隣接している新庄村にもあり、それを含めて今後、農業をしていくそうです。

なお、先ほどの畑の中で耕作放棄地になっておりますところは、自分が整備をいたしまして、梅等の果樹を栽培したいとのことでした。

耕作に必要な機械等はトラクター2台、管理機、刈払機等を整備されておまして、今後も耕作し、農業に従事すると認められますので、何も問題ないと思います。その他指摘事項はありませんので、よろしくご審議方、お願いいたします。

議 長 ありがとうございました。

続きまして、番号11について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 番号11でございますが、湯原の譲渡人が、同じく湯原の譲受人に、申請農地、田1筆976㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、４番委員さんから説明をお願いいたします。

４番委員 議長。

議 長 ４番委員。

４番委員 ４番です。

審議番号１１につきまして、去る８月２日に、譲受人立会いのもと、現地確認と聞き取り調査を行いました。

権利移転をする事業の詳細ですが、譲受人と譲渡人はもともと近所同士で、譲渡人は超高齢となって、譲受人に管理をお願いしてきました。

対象農地は、自宅の間近にある、また墓もあり、管理をしないと鳥獣被害が懸念されるため、話し合いの結果、このたび話がまとまり、無償により、譲受人に権利移転するものです。

譲受人の耕作状況等ですが、譲受人は母親と２人暮らしです。自分の農地耕作はありませんが、対象農地取得後は家庭菜園等を行い、耕耘機、刈払機も持っており、必要な農作業に従事するものと認められます。その他、指摘事項はありません。ご審議方、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号１２につきましては、３９番推進委員が譲受人となっている議案ですので、農業委員会法第３１条の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議開始から終了まで退席となります。関係議案終了後に入室を許可いたしますので、それでは退席をお願いいたします。

それでは、番号１２について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 番号１２でございます。

市外の譲渡人が、湯原の譲受人に、申請農地、田１筆９６０㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、４番委員さんから説明を

お願いいたします。

4 番委員 議長。

議 長 4 番委員。

4 番委員 4 番です。

1 2 につきまして、去る 8 月 2 日に、譲受人立会いのもと、現地確認及び聞き取り調査を行いました。

譲渡人は市外、遠くのため、電話で確認をしました。権利移転をする事由の詳細ですが、売渡人は現在、市外に在住していますが、実家が譲受人の近所で、対象農地が譲受人の自宅近くにあることから、以前から譲受人に耕作・管理を任せてきました。

売渡人は長年市外に住んでおり、田舎に帰り、農業をする意思もなく、このたび双方の協議により話がまとまり、譲受人に権利移転するものです。

譲受人の耕作状況等ですが、譲受人は 1 人暮らしで、自分の水田も含め、地域の田を借り受け、水稻 4 ヘクタールを耕作しています。

トラクター、コンバイン、田植機など、必要な農機具は全て完備しており、農地取得後も水稻を中心に十分農作業に従事していくものと認められます。その他、指摘事項はありません。審議方、よろしく願いします。

議 長 ありがとうございます。

それではここで、番号 1 2 の質疑に入ります。

質問のある方は、挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。

よって議案第 2 8 号、農地法第 3 条の規定による許可申請書の審議に

ついては、番号 1 2 は原案のとおり可決されました。

続きまして番号 1 3 について、事務局より説明をお願いいたします。

すみません。ここで議事参与の制限により、退出しておられました 3 9 番推進委員さんの入室を許可いたします。

それでは、番号 1 3 について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 番号 1 3 でございます。

湯原の譲渡人が、同じく湯原の譲受人に、申請農地、畑 1 筆 2 1 1 m² を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、3 9 番推進委員さんから説明をお願いいたします。

3 9 番推進委員 議長。

議 長 3 9 番推進委員。

3 9 番推進委員 3 9 番です。

去る 8 月の 2 日、譲渡人の調査をしました。

譲受人とは 3 月 3 日、現地調査を行いました。

権利を移転する理由なんですが、譲渡人の実家で、譲受人とはもともと近所で、幼なじみです。

父親が生前から贈与を申し込んだって言ったようで、それは両方からも確認が取れております。これを機に、譲渡人が相続をする機会に、その父親のあるために、これを機に贈与をするものでございます。

譲渡人の現状なんですが、夫婦で家庭菜園を程度にやっておりますし、もともと 1 0 0 m ほどの山沿いを行ったところに、自分の畑が 4 アール程度あるんですが、近年のイノシシの害で、なかなか耕作がうまくいかないことで、この期に権利移転をもって、これが 0 . 1 キロと書かれていますが、もう 1 0 m もないほど目の先にある畑なんで、もう今後も耕作をすることができると思います。

それで草刈り機と管理費等を所有しておりますので、耕作には問題ないと思いますので、ご審議方、よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号 14 について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは、資料 3 ページになります。

番号 14 ですが、八束の譲渡人が、川上の譲受人に、申請農地、田 2 筆 4, 112㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、42 番推進委員さんから説明をお願いいたします。

42 番推進委員 議長。

議長 42 番推進委員。

42 番推進委員 42 番の推進委員です。

聞き取り調査を、8 月 3 日にいたしました。権利移転する理由の詳細ですが、譲渡人は、今後のことを考えて、農業を縮小するために取得したところ、知人の紹介で川上の農業を大々的にやられている人に譲るという話にまとまったそうです。

譲受人の状況ですが、夫婦 2 人で農業をされており、アルバイトさんも複数雇われて、野菜全般を手広くやられている人です。

農業をされておるので、機械等は全てそろっておりますので、何ら問題ないと思われます。

その他、指摘事項はございませんので、ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号 15、16 につきましては、関連する内容ですので、事務局より一括して説明をお願いいたします。

事務局 番号 15 と 16 ですが、いずれも八束の譲受人で、番号 15 の譲渡人は八束の方で、申請農地、畑 2 筆 1, 605㎡、番号 16 も同じく八束の方で、申請農地、田 1 筆 550㎡、畑 1 筆 1, 738㎡をいずれも売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、9 番委員さんから説明を

お願いいたします。

9 番委員 議長。

議 長 9 番委員。

9 番委員 9 番です。

番号 1 5、1 6 について、現地調査は 8 月 8 日、譲受人の父親立会いのもと、行っております。

売渡人には、番号 1 5、1 6、2 方とも 9 日に自宅に伺い、内容を確認しました。

所有権移転の事由の詳細ですが、本件については、5 月、6 月総会であった酪農家の大規模目的の取得の続きになります。

改めてになりますが、譲受人は家族 5 人、親子 3 代で大規模な酪農を営んでおります。

譲渡人について、番号 1 5、1 6 の方共に、隣の集落に住む知人同士であります。

申請地はいずれも譲受人が牧草を作っている畑のほど近い場所であり、申請地を含めその周辺は耕作放棄地が広がっているエリアとなっております。

譲受人は、それらの農地を取得し、牧草地として大規模化して、効率的に使えるように整備したいと考え、それぞれの譲渡人に話を持ちかけ、まとめたものです。

譲受人は大規模な酪農を行っておりますが、2 0 代の後継者もあり、健全に経営されている方ですので、2 件とも問題ないと思われますので、ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

以上をもちまして、事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより番号 1 から番号 1 1、番号 1 3 から番号 1 6 の質疑に入ります。

何か質問のある方は、挙手でお願いいたします。

はい、どうぞ。

2 番委員 3 番議案なんですが、これ夫婦ということですから、3 条の移転は、耕作能力のある方へ渡すというのが原則かと思うんですが、あえて耕作意思のない方へ、ここでそういうふうに移転するということは、これ、農地法の趣旨からすると、ちょっとまずいんじゃないかという気がするんですが、いかがなものでしょうか。

議 長 ここで暫時休憩を取りたいというふうに思います。

●（休憩）●

議 長 それでは、これより会議のほうを再開いたします。

事務局 お時間を取らせていただき、すみませんでした。

この案件につきましては、行政書士さんを通じまして申請をいただいております。その際にも、耕作能力等につきましては、申請書の内容につきまして、こちらも事務局のほうでも、さて本来でしたら、ただいま 2 番委員さんがおっしゃったように、耕作能力という部分につきましては、どうかなという疑問もあるんですが、内容等を聞かせていただいて、委員さんからの説明でもありましたように、ご主人が非常に病弱ということもあり、水管理等につきましては、譲受人の奥様がやられるというような条件のもとで、なかなか判断が非常に困難な部分ではあるんですが、これを否認すると、こういった案件は結構、今までもありましたし、今後もこういったことも予測されますので。ただあくまで第三者と耕作についてはお話をさせていただいて、探していただくということも含めまして、今回 3 条の許可につきましては、していただくということで、あげさせていただいております。

そういったことで、どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 質問の件に関しましては、そういうことで、決議したいということでございます。

そのほか、何か質問等ありませんか。よろしいですか。

それでは、これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第 28 号、番号 1 から番号 11、番号 13 から番号 16 を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第 28 号、農地法第 3 条の規定による許可申請書の審議については、番号 1 から番号 11、番号 13 から番号 16 は、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程 3、議案第 29 号、農地法第 5 条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号 1 について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議長。

議 長

事務局。

事務局

議案第 29 号、農地法第 5 条の規定による許可申請書の審議について、本日は審議いただく案件は 3 件でございます。

5 ページをご覧ください。

番号 1 でございます。

申請人、譲受人落合は、現在の墓地が遠方であり、周囲が竹や藪に囲まれており、管理・参拝が困難なことから、申請農地、畑 2 筆 51㎡を、譲渡人落合から譲り受け、墓地移転地、及び墓地への進入路として利用するため転用申請するものです。

農地区分ですが、1 種農地、3 種農地いずれの要件にも該当しないため、2 種農地と判断されます。

転用に伴う費用ですが、土地造成 344 万円となっております。

資源の内訳として、自己資金 344 万円で、残高証明により資金の確認ができております。

添付書類として、被害防除計画書のほか、土地利用計画図等造成に関する書類一式が添付されております。

申請地周辺に影響を受ける農地はないと判断しております。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、現地調査を行った結果について、30 番推進委員さんから説明をお願いいたします。

30番推進委員 議長。

議 長 30番推進委員。

30番推進委員 それでは、ご報告をいたします。

先月7月31日に、譲受人立会いのもとで現地調査をしてまいりました。

まず譲受人と譲渡人は親子で、ご家族です。

先ほど事務局よりお話がありましたように、本林家のお墓は山の中腹にありまして、譲渡人の母親が高齢となり、お墓の維持・管理が難しくなってきたため、譲渡人の畑の一部を娘である譲受人に譲り、お墓と進入路をつくるものでございます。

申請用地の位置等でございますけれども、南北は私道、左右は畑に囲まれ、民家よりちょっと離れた場所でございます。周辺の状況は今、申し上げましたように、東が畑、西も畑、南が私道、北も私道という環境になっております。周辺農地には、影響がないものと考えられます。

その他の指摘事項もございませんので、審議方、よろしく願いいたします。以上です。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 番号2でございます。

申請人、譲受人、市内法人は、建売住宅を建築するため、申請農地、田1筆 974㎡を、譲渡人、市外から譲り受け、分譲宅地とするため、転用申請するものです。

農地区分ですが、1種農地と判断されます。なお、農用地区域からの除外は完了しております。

転用に伴う費用ですが、土地購入440万円、土地造成700万円、建物施設5,000万円、合計6,140万円となっております。

資金の内訳として、自己資金6,140万円で、残高証明により資金の確認ができております。

添付書類として、被害防除計画書のほか、土地利用計画図等造成に関

する書類一式が添付されております。

申請地周辺に影響を受ける農地はないと判断しております。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、33番推進委員さんから説明をお願いいたします。

33番推進委員 議長。

議長 33番推進委員。

33番推進委員 33番推進委員です。

番号2につきまして、本案件は、農地転用と所有権移転に係るものですが、去る8月5日に譲渡人と譲受人の両者に電話にて事情調査をし、その後に現地確認を行いました。

転用しようとする事由の詳細ですが、当該申請地は、譲渡人の父親が、3年前に死去したことに伴い、父親名義の住宅とともに取得した、不耕作状態の田974㎡です。

譲渡人は現在、千葉縣市川市に在住し、会社勤務をしておりますが、将来の農地として管理することは困難であることから、住宅用地に転用し、譲り受けた住宅とともに地元の不動産業者に売却、託すものでございます。

申請地の位置についてでございますが、申請地は、目木地内の国道181号線より、北に約200mほど入った集落内にありまして、東側は田、西側は住宅、南側は私道を挟んで田、北側も田となっており、住宅用地とすることは、周辺農地への影響は特になく、隣接する田の所有者も了解しており、特に問題ないと思われれます。その他、指摘事項はございません。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案の6ページをお開きください。番号3でございます。

申請人、使用借人、地方自治体は、浄水場改良事業を計画するに当たり、水源開発候補地の事前調査が必要なことから、申請農地、田1筆1,744㎡を、使用貸人勝山から借り受け、調査用揚水井戸の試掘

を行うため、一時転用申請するものです。

農地区分ですが、１種農地、３種農地いずれの要件にも該当しないため、２種農地と判断されます。

一時転用期間は、許可後から令和８年１０月２日までです。転用に伴う費用ですが、事業費として５００万円を令和８年度予算に計上しております。

添付書類として、被害防除計画書のほか、土地利用計画図等工事に関する書類一式が添付されております。

申請地周辺に影響を受ける農地はないと判断しております。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、１６番委員さんから説明をお願いいたします。

１６番委員 議長。

議 長 １６番委員。

１６番委員 １６番です。

去る７月２１日に、ここ市役所で水道課の担当者から説明を受けました。それと現地調査は、７月２３日に使用貸人と立ち合いで行いました。

転用しようとする事由の詳細ですが、勝山地区の上水道の水源用の井戸の試掘調査であるということです。順調にいけば、次々と地区調査をされるということでした。公共事業のため、仕方のないことだと思います。

申請地の位置等ですが、旧３１３号線の横部地内、今、市道ですが、青木工業所の前で、道を隔てた西側の田んぼであります。この田んぼは、ここ近年耕作されず、自己管理でされておりました。

周辺の状況ですが、東が私道、西が旭川、南が田、北が田という状況で、南の田は使用貸人の田です。

周辺農地への影響ですが、井戸の試掘であり、周辺農地への影響はないと思われます。そして、地区の人にも説明があり、了解を得ているということで問題はないと思います。その他、指摘事項はございませ

ん。以上です。

議 長

ありがとうございました。

以上をもちまして、事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。質疑はございませんか。

＜「質疑なし」の声＞

議 長

ないようです。

それでは、これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第 29 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第 29 号、農地法第 5 条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして日程 4、議案第 30 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による、農用地利用集積等促進計画の公告についてを議題といたします。

事務局より、説明をお願いいたします。

事務局

議長。

議 長

事務局。

事務局

それでは、議案第 30 号、農用地利用集積等促進計画の公告につきまして、議案 7 ページからですが、ここでまずちょっと、8 ページをお開きください。

上から二つ目の 9055-1 につきましては、8 月 5 日に取下げの申出がありましたので、表から削除してください。

それでは、説明を続けます。

本件は一括方式となっておりまして、農地中間管理機構であります岡山県農林漁業担い手育成財団が農地の貸手から賃貸借権等の設定を受

けて中間管理権を取得すると同時に、受け手に対して転貸による貸借権設定を同時に行うもので、今回、先ほどの削除したものを除外しまして、田54筆、畑19筆が貸借権設定されるものでございます。案といたしまして、令和8年9月10日付で公告の予定でございます。

内容につきましては、全件とも問題ないものと考えております。

お目通しの上、ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 それでは、お目通しをお願いいたします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。質疑はございませんか。

＜「質疑なし」の声＞

議長 よろしいですか。

それでは、これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第30号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第30号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の公告については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程5、報告第13号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約についてを議題といたします。

事務局より、説明をお願いいたします。

事務局 議長。

議長 事務局。

事務局 失礼します。報告第13号についてご説明いたします。

13ページをお開きください。

報告第13号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約については、次の2件がございました。添付書類もそろっており

ますので、受理いたしました。

以上で、報告案件の説明を終了いたします。よろしくお願いします。

議 長 それでは、お目通しをお願いいたします。

報告第13号について、質問・意見等ございましたら、お願いいたします。

＜「なし」の声＞

議 長 ないようです。

この案件は報告案件でございますので、ご了解いただきたいというふうに思います。

以上をもちまして、本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

閉会にあたりまして、職務代理者からご挨拶をお願いいたします。

職務代理者 失礼いたします。毎日暑い日が続きますので、体調管理には十分気をつけて頑張っていたきたいと思います。

本日はご苦労さまでした。

議 長 ありがとうございます。

次回9月総会は9月10日木曜日の午前10時からですので、よろしくお願いします。

大変ご苦労さまでした。

(午前10時59分 閉会)